

第4編 災害復旧

【基本方針】

- 本編は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき県の地域を対象とした原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後の災害復旧対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。

【主な機関の措置】

機関名	主な措置
県	第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 第2節2 放射性物質による汚染の除去への協力 第3節 各種制限措置の解除 第4節 心身の健康相談の実施 第5節 風評被害等の影響の軽減 第6節 被災中小企業等に対する支援 第7節 物価動向の把握 第9節1 災害地域住民の記録 第9節2 影響調査の実施 第9節3 災害対策措置状況の記録
市	第2節2 放射性物質による汚染の除去への協力 第4節 心身の健康相談の実施 第5節 風評被害等の影響の軽減 第9節1 災害地域住民の記録
4 原子力事業者	第2節1 放射性物質による汚染の除去
県警察	第8節 復旧・復興事業からの暴力団排除
防災関係機関	第2節2 放射性物質による汚染の除去への協力

第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後も引き続き、国及び4原子力事業者が実施する緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、状況に応じて第3編第4章第4節に規定する環境放射能調査におけるモニタリングの強化体制を継続し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて県民等に情報提供する。

第2節 放射性物質による汚染の除去

1 放射性物質による汚染の除去

原子力事業者は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、県、関係市町村等と協力して汚染の除去等を行う。

2 放射性物質による汚染の除去への協力

県及び市その他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

第3節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水・食品等の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第4節 心身の健康相談の実施

県及び市は、健康相談窓口において県民に対する心身の健康に関する相談に応じる。
なお、必要な場合には原子力事業者等関係機関に協力を求めることができる。

第5節 風評被害等の影響の軽減

- (1) 県及び市は、原子力災害による風評被害等の拡大防止又は被害を軽減するために、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。
- (2) 県及び市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国、関係団体等と連携し、科学的根拠に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。
- (3) 県及び市は、国、関係団体等と連携し、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光振興のために、農林水産業対策、産業振興対策、観光対策等の施策に十分に配慮を行うこととする。

また、農林水産物、工業品等の輸出支援の実施のため、外国政府等に対し、適切な情報提供を行い、冷静な対応を要請するものとする。

第6節 被災中小企業等に対する支援

原子力被害や風評被害により影響を受けた中小企業等への資金繰りを支援するため、県は、必要に応じ、中小企業高度化事業において「災害復旧貸付け」を行うとともに、融資制度により、事業復旧に要する資金を融資することとし、中小企業の実情に応じた対応を行うこととする。

第7節 物価動向の把握

県は、生活必需品の物価動向の把握を行うとともに、その結果を公表するものとする。

第8節 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第9節 災害地域に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内避難措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

県は、市が行う災害地住民に係る記録に協力する。

2 影響調査の実施

県は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

3 災害対策措置状況の記録

県は、関係機関の協力を得て、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくこととする。

付録

今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題

- ・O I Lの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくO I Lの設定の在り方
- ・中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方及び情報の集約・評価等
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方
- ・透明性を確保し適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等
- ・次世代型の愛知県らしい情報共有手法の構築
- ・県外からの避難者の受入に係る、避難経由所及び指定避難所等の運営調整

※ 下線は、原子力規制委員会（原子力災害対策指針）における今後の検討課題